

# 騒音・振動関係(特定施設・発生施設)の電子申請の手引き

工場・事業場における事業活動に伴って発生する騒音及び振動については、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

このリーフレットは、工場・事業場に関する騒音・振動の届出等の電子申請にあたり手引きとなるよう作成したものです。なお、制度については、別途「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き(工場・事業場編)」をご覧ください。

## 1 電子申請の対象

以下の届出を電子申請の対象とします。

### (1) 騒音規制法

- 特定施設設置届出
- 特定施設使用届出
- 特定施設の種類ごとの数変更届出書
- 騒音の防止の方法変更届出書

### (2) 振動規制法

- 特定施設設置届出
- 特定施設使用届出
- 特定施設の種類及び能力ごとの数、使用の方法変更届出書
- 振動の防止の方法変更届出書

### (3) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

- 騒音・振動発生施設設置届出書
- 騒音・振動発生施設使用届出書
- 騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書
- 騒音・振動の防止の方法変更届出書

## 2 申請フォームの種類

電子申請は、名古屋市電子申請サービスにより提供する申請フォームから行います。



申請フォームは、公害対策課が管轄する市内4つの区域ごとに分かれています。施設の設置場所(区)と申請フォームの名称は以下のとおりです。施設の設置場所(区)により適切な申請フォームを選択してください。

施設の設置場所(区)	フォームの名称
千種・昭和・守山・名東	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設設置・使用・変更届出(千種区、昭全区、守山区、名東区)
東・北・西・中村・中	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設設置・使用・変更届出(東区、北区、西区、中村区、中区)
瑞穂・南・緑・天白	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設設置・使用・変更届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区)
熱田・中川・港	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設設置・使用・変更届出(熱田区、中川区、港区)

同時に2種類以上の届出はできないため、複数の届出を行う場合は、届出書ごとに申請をお願いします。

### 例：東区で騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設設置届出をする場合

申請フォーム「騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出(東区、北区、西区、中村区、中区)」で該当する届出対象法令・届出内容を選択し、個別に申請してください。

## 3 申請フォームへのアクセス

電子申請の申請フォームへのアクセスは以下のいずれかの方法により行います。

### (1) 名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合

以下の URL または右の二次元コードからアクセスする市公式ウェブサイトに、申請用フォームに関する注意事項やリンクが掲載されています。このページ内の「〇〇区用申請フォーム(外部リンク)」からアクセスできます。施設の設置場所(区)ごとに申請フォームが異なるため、適切な申請フォームを選択してください。



<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/1026239/1026243/1026246.html>

**電子申請による届出について(特定施設・発生施設)**

令和7年4月より、工場・事業場に関する騒音・振動の届出を電子申請で受け付けています。

これらの届出については、**施設を設置する場所(区)**によって、申請フォームが異なります。以下の4つのフォームから該当する区のものを選択してください。

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、**差し戻しとなる場合があります**。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

差し戻しとならなかった場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課より**メールや電話にて連絡することがあります**。申請時に登録するメールや電話を確認できるようにお願いします。

年末年始の期間は閉庁日が長期間続いたため、電子申請フォームを一時的に公開停止としますのでご注意ください。

- [東・北・西・中村・中区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)
- [熱田・中川・港区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)
- [瑞穂・南・緑・天白区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)
- [千種・昭和・守山・名東区用申請フォーム\(外部リンク\)](#)

## (2) 電子申請サービスのページから検索してアクセスする場合

下記の URL または右の二次元コードから名古屋市電子申請サービスのページにアクセスし、「騒音」もしくは「振動」などを入力して手続きを検索します。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



名古屋市 電子申請サービス

騒音

メニュー

### 手続きを検索する

騒音

検索結果:

全8件

**【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）**  
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...

**【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）**  
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...

**【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（熱田区、中川区、港区）**  
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...

**【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）**  
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...

タグで絞り込む:

- #生活・福祉
- #自然・環境
- #講座・講演
- #文化・芸術
- #健康・スポーツ
- #子ども・子育て
- #お出かけ・レジャー
- #事業者向け
- #千種区
- #東区
- #北区
- #西区
- #中村区
- #中区
- #昭和区
- #瑞穂区
- #熱田区
- #中川区
- #港区
- #南区
- #守山区
- #緑区
- #名東区
- #天白区
- #税金
- #住民票・戸籍
- #国民健康保険
- #介護保険

検索結果から適切な手続きを選択し、表示されるページの「申請リンク」の項目からアクセスします。

① 名古屋市 電子申請サービス

【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）

騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になります。東区、北区、西区、中村区、中区で施設を設置する場合、変更する場合にはこの手続きから申請ください。

※ダウンロード可能な様式は以下のとおりです。

- 騒音規制法\_特定施設設置届出書
- 騒音規制法\_特定施設の種類の数変更届出書
- 騒音規制法\_騒音の防止の方法変更届出書
- 振動規制法\_特定施設設置届出書
- 振動規制法\_特定施設の種類の数変更届出書
- 振動規制法\_振動の防止の方法変更届出書
- 市環境保全条例\_発生施設設置（使用）届出書
- 市環境保全条例\_発生施設の種類の数変更届出書
- 市環境保全条例\_騒音・振動の防止の方法変更届出書
- 特定施設一覧表
- 特定施設変更一覧表

最終更新日:2025年04月01日

誰のための手続きか

この手続きは次の方を対象としています。

特定施設、発生施設を設置する事業者の代表者

詳細な要件について

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- 特定（発生）施設設置（変更）届出書
- 特定（発生）施設一覧表
- 特定（発生）施設の配置図
- 騒音（振動）の防止の方法
- 付近の見取り図

手続きの期限について

設置（変更）開始の中30日前までの届出が必要です。（注）中30日前までは、設置する日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日までですので注意してください。

オンラインで手続きを行う

この手続きはオンラインで行うことができます。

申請を行う人

本人・代理人

申請リンク

🔗【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）

注意点

- 開庁日の申請について  
開庁日（土日祝日及び年末年始）や開庁時間（17：15以降翌8：45迄）に申請された場合、届出日は直後の開庁日となります。届出日から設置日まで、中30日空ける必要がありますのでご注意ください。
- 差し戻しについて  
法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要となりますのでご注意ください。
- 修正の連絡について  
差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課より電子メールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されている電子メールや電話を確認できるようにしてください。  
連絡がつかない場合、差し戻しになり設置日に間に合わない可能性もありますのでご注意ください。  
修正がある心配な場合は、事前に公害対策課へご相談ください。

リンク集

- 環境保全に関する届出の概要・規制の手引き等
- 騒音・振動関係の届出様式

問い合わせ先

西区公害対策課

電話番号: 052-523-4613  
FAX: 052-523-4634  
Email: nishi-kougai-denshishinsei@nishi.city.nagoya.lg.jp

管轄

この手続きは名古屋市が管轄しています。

事業者向け

ここからアクセス

## 4 申請の手順

★申請フォームの操作でお困りの場合には、Graffer のウェブサイトのよくある質問(<https://graffer.jp/faq/>)を参照してください。



### (1) 様式の取得、見取り図等の準備

届出書などの様式を、上記電子申請サービス上のウェブページもしくは市公式ウェブサイト（「3（1）名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合」参照）から取得します。なお、特定（発生）施設の配置図や工場等及びその付近の見取り図などの資料には様式がありません。

## 騒音規制法(特定施設関係)

騒音規制法に基づく、「特定施設設置届出書」、「特定施設使用届出書」、「特定施設の種類ごとの数変更届出書」、「騒音の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

### 添付ファイル

- [様式第1\\_特定施設設置届出書\(騒音\)\(Word 16.6 KB\)](#) □
- [様式第1\\_特定施設設置届出書\(騒音\)\(PDF 55.1 KB\)](#) □
- [様式第2\\_特定施設使用届出書\(騒音\)\(Word 16.9 KB\)](#) □
- [様式第2\\_特定施設使用届出書\(騒音\)\(PDF 55.6 KB\)](#) □
- [様式第3\\_特定施設の種類ごとの数変更届出書\(Word 17.0 KB\)](#) □
- [様式第3\\_特定施設の種類ごとの数変更届出書\(PDF 51.6 KB\)](#) □
- [様式第4\\_騒音の防止の方法変更届出書\(Word 17.2 KB\)](#) □
- [様式第4\\_騒音の防止の方法変更届出書\(PDF 45.3 KB\)](#) □
- [特定施設一覧表\(Excel 8.5 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。
- [特定施設変更一覧表\(Excel 9.0 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。

## 振動規制法(特定施設関係)

振動規制法に基づく、「特定施設設置届出書」、「特定施設使用届出書」、「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 特定施設の使用方法変更届出書」、「振動の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

### 添付ファイル

- [様式第1\\_特定施設設置届出書\(振動\)\(Word 16.6 KB\)](#) □
- [様式第1\\_特定施設設置届出書\(振動\)\(PDF 57.3 KB\)](#) □
- [様式第2\\_特定施設使用届出書\(振動\)\(Word 16.4 KB\)](#) □
- [様式第2\\_特定施設使用届出書\(振動\)\(PDF 57.8 KB\)](#) □
- [様式第3\\_特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 特定施設の使用方法変更届出書\(Word 19.9 KB\)](#) □
- [様式第3\\_特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 特定施設の使用方法変更届出書\(PDF 55.9 KB\)](#) □
- [様式第4\\_振動の防止の方法変更届出書\(Word 17.1 KB\)](#) □
- [様式第4\\_振動の防止の方法変更届出書\(PDF 45.8 KB\)](#) □
- [特定施設一覧表\(Excel 8.5 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。
- [特定施設変更一覧表\(Excel 9.0 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。

## 名古屋市環境保全条例(発生施設関係)

名古屋市環境保全条例に基づく、「騒音・振動発生施設設置(使用)届出書」、「騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書」、「騒音・振動の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

### 添付ファイル

- [第8号様式\\_騒音・振動発生施設設置\(使用\)届出書\(Word 19.2 KB\)](#) □
- [第8号様式\\_騒音・振動発生施設設置\(使用\)届出書\(PDF 52.3 KB\)](#) □
- [第9号様式\\_騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書\(Word 19.6 KB\)](#) □
- [第9号様式\\_騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書\(PDF 43.7 KB\)](#) □
- [第10号様式\\_騒音・振動の防止の方法変更届出書\(Word 18.1 KB\)](#) □
- [第10号様式\\_騒音・振動の防止の方法変更届出書\(PDF 41.6 KB\)](#) □
- [発生施設一覧表\(Excel 8.6 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。
- [発生施設変更一覧表\(Excel 9.0 KB\)](#) □  
届出する施設数が多い場合にご利用ください。

## (2) 申請の開始方法

### ア ログインして申請に進む

「アカウントを使用したログイン」か、「メールアドレス認証」の 2 種類いずれかの方法で申請を始めます。アカウントを使用してログインすると申請内容を一時保存したり、過去に申請した内容を確認したりすることができます。

ログインは、「Graffer・Google・LINE・G ビズ ID」のそれぞれのアカウントでログインすることができます。

### イ メールアドレスで認証して申請に進む

アカウントを作成しなくても「メールアドレス認証」により申請することができます。

この場合、一時保存や過去の申請内容の確認などの機能は利用できません。

**【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）**

入力状況 0%

---

名古屋市の「【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）」のオンライン申請ページです。

騒音規制法、振動規制法、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づいて、市内で著しい騒音、振動を発生する施設を設置、変更する場合に必要な届出です。

**Grafferアカウントを利用する方**  
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

**Grafferアカウントを利用しない方**  
メールアドレスの確認のみで申請ができます。一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

## (3) 申請内容の作成

### ア 新規作成

申請フォームの表示に従い入力していきます。その際、以下の内容にご注意ください。

#### (ア) 收受日について

開庁日や開庁時間(8時45分から17時15分まで)の申請は申請した日の届出となります。一方、閉庁日(土日祝日及び年末年始)や閉庁時間(17時15分から翌8時45分まで)の申請は、直後の開庁日の届出となります。

設置(変更)届について、設置(変更)工事の着手予定日は、届出日から中 30 日空いている必要があります。中 30 日空かない場合は電子システムによる申請はできませんので、担当区の公害対策課へご相談ください。

使用届について、工場等が届出の対象となった日から 30 日以内に届出をする必要があります。期間を過ぎた場合は電子システムによる申請はできませんので、担当区の公害対策課へご相談ください。

#### (イ) 差し戻しについて

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。この場合、届出日は再度申請した日(またはその直後の開庁日)となりますので、ご注意ください。

#### (ウ) 申請後の連絡について

差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにしておいてください。

### イ 過去の申請を利用して申請

過去の申請の内容をもとに、再度申請することができます。この際、届出書などの過去に添付したファイル等は削除されます。

#### (4) 受付通知

申請後に電子申請システムより「スマート申請受付のお知らせ」がメールにて通知されます。この通知には、申請に際しての注意事項、申請日時と申請番号などが記載されています。電子申請では、届出書の写しが発行されませんので、この通知を保管しておいてください。

「名古屋市【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）」の申請を受付いたしました。以下の注意事項等を確認ください。

- 開庁日の申請について  
開庁日（土日祝及び年末年始）や開庁時間(17：15以降翌8：45迄)に申請された場合、届出日は、直後の開庁日となります。届出日から着工予定日までは、中30日空ける必要がありますのでご注意ください。
- 差し戻しについて  
法に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。
- 修正の連絡について  
差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにお願いします。  
届出された着工予定日までに修正されない場合には、その届出は不受理となります。届出が不受理のまま、設置すると未届出施設となりますので、ご注意ください。
- 申請の種類  
名古屋市【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）
- 申請日時  
2020-05-25 12:35:52
- 申請番号  
0000-0000-0000-00000000
- 申請内容  
申請の詳細は、以下の URL からご確認ください。  
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/000000000000000000>
- 問い合わせ先  
南区公害対策課  
電話番号:052-823-9422 ファックス番号:052-823-9425  
電子メールアドレス:minami-kougai-denshishinsei@minami.city.nagoya.lg.jp

#### 5 申請の取り下げ

誤って申請をしてしまった場合、申請を取り下げることが可能です。ただし、公害対策課にて申請の処理を進めている場合には、取り下げることができませんので、担当する公害対策課へご相談ください。

#### 6 届出・相談・問い合わせ先

市外局番(052)

西区公害対策課 (担当区:東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634 ✉ a5234613@nishi.city.nagoya.lg.jp
港区公害対策課 (担当区:熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144 ✉ a6516471-06@minato.city.nagoya.lg.jp
南区公害対策課 (担当区:瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425 ✉ a6142811-07@minami.city.nagoya.lg.jp
名東区公害対策課 (担当区:千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110 ✉ a7783108@meito.city.nagoya.lg.jp

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674 FAX 972-4155

(R8.4)